

# スクールソーシャルワーカー

## 募集



### スクールソーシャルワーカーとは・・・

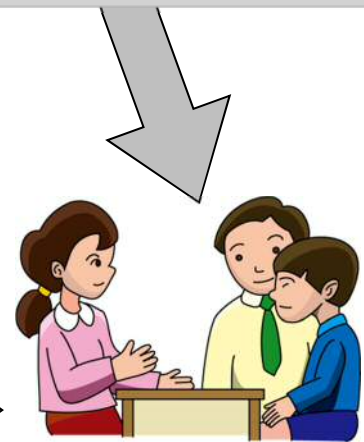
教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者で、課題を抱えた児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関とのネットワークの構築など、多様な手法を用いて問題解決への対応を図る人材です。

また、問題行動等の背景には、児童生徒が置かれた様々な環境の問題が複雑に絡み合っています。そのため

- ① いじめ、暴力行為、不登校等の問題行動や児童虐待における家族、友人関係、学校、関係機関、地域等への働きかけ
- ② 区役所、児童相談所等関係機関とのケース会議の調整・実施
- ③ 校内ケース会議への参加とケースアセスメント（見立て）及び問題解決へのサポートや社会福祉の専門的視点に基づく具体的支援に向けたコンサルテーション
- ④ 保護者と教職員との橋渡しや問題解決のための社会的資源に関する情報提供・相談・支援
- ⑤ 教職員の児童・生徒支援スキルの力量向上に向けた働きかけ等、活動実績や経験がある人材を求めています。



ケース会議



聞き取り・面談

### 【川崎市教育委員会非常勤職員】

『川崎市教育委員会非常勤職員に関する規則』に基づき任用するものであり、原則1年間の任用となりますが、任用期間内の勤務成績等が良好である場合は、面接等によりその任用期間を4回に限り更新することができます。

なお、本市での非常勤職員の勤務経験がある場合は、その年数を引いた年数が勤務可能年数となります。